

【入居利用料】

朝霞市の地域区分は4級で1単位数単価10,54円で計算してあります 単位(円)

	基本サービス費	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	機能別加算(Ⅰ)	夜勤職員配置Ⅱ	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	処遇改善(Ⅰ) 14.0%	居住費	食費	日用品費	金銭管理料	単位(円)	
												1日当たり	1ヵ月当たり(30日)
介護度 1	第2段階	707	5	9	13	19	19	880	390	300	150	2,635	79,050
	第3段階①							1,370	650			3,385	101,550
	第3段階②							1,370	1,360			4,095	122,850
	1割							2,500	1,760			5,625	168,750
	2割							2,500	1,760			6,505	195,150
	3割							2,500	1,760			7,385	221,550
介護度 2	第2段階	780	5	9	13	19	19	880	390	300	150	2,718	81,540
	第3段階①							1,370	650			3,468	104,040
	第3段階②							1,370	1,360			4,178	125,340
	1割							2,500	1,760			5,708	171,240
	2割							2,500	1,760			6,671	200,130
	3割							2,500	1,760			7,634	229,020
介護度 3	第2段階	859	5	9	13	19	19	880	390	300	150	2,808	84,240
	第3段階①							1,370	650			3,558	106,740
	第3段階②							1,370	1,360			4,268	128,040
	1割							2,500	1,760			5,798	173,940
	2割							2,500	1,760			6,851	205,530
	3割							2,500	1,760			7,905	237,150
介護度 4	第2段階	934	5	9	13	19	19	880	390	300	150	2,893	86,790
	第3段階①							1,370	650			3,643	109,290
	第3段階②							1,370	1,360			4,353	130,590
	1割							2,500	1,760			5,883	176,490
	2割							2,500	1,760			7,022	210,660
	3割							2,500	1,760			8,161	244,830
介護度 5	第2段階	1,007	5	9	13	19	19	880	390	300	150	2,977	89,310
	第3段階①							1,370	650			3,727	111,810
	第3段階②							1,370	1,360			4,437	133,110
	1割							2,500	1,760			5,967	179,010
	2割							2,500	1,760			7,189	215,670
	3割							2,500	1,760			8,411	252,330

※他に医療機関連携加算が1日35円計算されています。また入居後30日間は、上記の単価に初期加算分(30単位)が負担増になります。

<負担限度額段階>

第1段階	住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者、生活保護受給者など(花水木の里は該当なし)
第2段階	・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合も含む)が住民税非課税で本人の課税対象年金収入額(※1)+合計所得金額が80万円以下の方 ・本人の預貯金等が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,650万円以下)遺族年金や障害年金(非課税年金)を含む
第3段階①	・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合も含む)が住民税非課税で本人の公的収入等+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下 ・本人の預貯金等が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,550万円以下)遺族年金や障害年金(非課税年金)を含む
第3段階②	・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合も含む)が住民税非課税で本人の公的収入等+その他の合計所得金額が120万超 ・本人の預貯金等が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,500万円以下)遺族年金や障害年金(非課税年金)を含む
第4段階	上記以外の方

※居住費及び食費には、所得による負担額軽減措置が設けられています。

※上記以外に体制加算等が計上されると、その分が負担増となります。

※入居期間中に外泊又は入院をされた場合は、介護保険給付単位に応じた負担となります。

※入院費用は全て自己負担となります。また、外泊及び入院時に居室を確保する場合は、各負担段階に合わせ、上記の居住費(負担限度額)をお支払いいただきます。

※上記の負担以外に、医療費や理美容代などの負担等が別途考えられます。

※上記の介護保険給付単価・地域加算・居住費・食費は介護保険法の改正等で変動する場合がございます。

※料金(高額介護サービス費、医療費控除、医療限度額適用認定証等)については必ず入居前に各行政機関にお問い合わせください。

(必要に応じて申請を御願ひ致します。)

※料金については必ず入居前に各行政機関にお問い合わせください。